

## 《予算決算委員会 観光文教分科会（令和2年3月10日）》

## 〈要旨〉

- ・分身ロボット「オリヒメ」について
- ・教育現場におけるICT機器の活用について
- ・障がい者の一般就労について
- ・スクールサポートスタッフの配置について
- ・バリアフリー法の改正案を踏まえての教育委員会の対応について
- ・「心のバリアフリー」教育について
- ・授業におけるICT環境の活用について
- ・AEEについて
- ・図書貸出・返却・予約の自動化について
- ・読書バリアフリーについて
- ・学校支援コーディネーターについて
- ・バンビキッズについて
- ・教育長の退任について

## 〈会議録〉

## ◆林政行

無所属の林 政行です。

新年度の教育委員会の予算案は、学校図書館への司書増員やスクールソーシャルワーカーの増員など充実が見られる一方で、これまで大切にしてきた事業や人が廃止、削減されており、本当に複雑な気持ちであります。つくり育て上げてきた事業や人は、当然ICTに置き換えられるものでもなく、その財産の損失は計り知れず、その一番の被害者は子供たちです。教育長はじめ教育委員会の皆さんは、これまでの答弁から苦渋の決断だったと思います。

そこで、新年度はどのような対応を行っていくのかを中心に質問し、西谷副市長におかれましては、今後、このような予算編成がなされないことをまず要望し、私の質問を始めさせていただきます。

最初に、遠隔教育推進経費について、教育支援・相談課長に伺います。

新年度、分身ロボットの導入をお考えとのことですが、様々なICT機器がある中、分身ロボットを導入するにはそれなりの利点があり、導入を決められたと考えます。

そこで、分身ロボットの利点についてと、広島県教育委員会が病院と連携し、入院中の県立高校生が分身ロボットを活用することで、遠隔授業を受けられる体制を昨年整えたことをきっかけに、文部科学省は遠隔授業を出席扱いとする要件の緩和を行いました。分身ロ

ポットを活用して児童・生徒が授業に参加した場合の出席扱いについての奈良市の対応をお聞かせください。

◎垣見弘明教育支援・相談課長

林委員の御質問にお答えをいたします。

分身ロボットの利点と遠隔授業の出席扱いについてでございますが、分身ロボットを導入することで、身体的、心理的な事情で登校することが難しい児童・生徒が、分身ロボットを通して友達と意見を交換したり、気持ちを通わせたりしながら学ぶことができる環境が整うというふうを考えております。そのことで、学習だけでなくコミュニケーション力や社会性を養い、社会的自立を促すことが可能となってまいります。

出席扱いにつきましては、文部科学省の平成30年9月の小・中学校等における病気療養児に対する同時双方向型授業配信を行った場合の指導要録上の出欠の取扱い等について及び令和元年10月の不登校児童生徒への支援の在り方についての通知の中で、病気療養児や不登校の児童・生徒がICT機器を活用して遠隔授業を受けるとき、保護者と学校の間には十分な連携、協力関係が保たれていることなど一定の条件を満たしていれば、学校長の判断の下、出席扱いにすることができると示されております。

教育委員会といたしましても、このような国の動向を踏まえ、対応してまいりたいと、そのように考えております。

以上でございます。

◆林政行

分身ロボットは授業だけの活用にとどまらず、様々な活用の仕方があります。例えば広島県の高等学校を例にとると、卒業式にも活用されています。

分身ロボットの導入により、授業だけでなく様々な活用の仕方があると思いますが、どのような活用を考えているのか。また、この分身ロボットは学校教育での活用が期待されていますが、学校教育における分身ロボットの活用例は全国でも数が少ないため、今後活用を考えている学校などのためにも、奈良市としての活用実績を記録及び蓄積することが重要であると考えます。それらについての考えをお聞かせください。

◎垣見弘明教育支援・相談課長

委員の御質問にお答えをいたします。

分身ロボットの授業以外の活用の仕方についてでございますが、例えばホームルームや全校集会などの活動に参加したり、休み時間中に友達と会話したりすることなどが考えら

れます。

今後、ICT環境の進展に伴い、運動会など屋外の活動も含め、活用の幅も一層広がるものと思われま

す。このような活動を広げ、分身ロボットを有効に活用できるよう、学校や研修の場におきましても、様々な取組事例を発表するなど、教員の指導力の向上と児童・生徒一人一人の状況に合わせた支援に生かしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

#### ◆林政行

課長、ありがとうございます。

私が分身ロボットカフェなどに足を運んで、それを操作している方々のお話を聞いて思うことは、分身ロボットは一種のツールであって、それを活用することにより一人一人の人生の可能性が大きく広がるということです。

病院から操作している方は、分身ロボットに出会うまで、病院の中の世界だけで生きてきました。しかし、分身ロボットを活用することで、カフェの接客という仕事ができるようになり、収入を得られるという喜びを知りました。

また、様々な人たちと話すことや出会うことの喜びを知りました。そして、分身ロボットを操作する仲間、友達ができました。今では、その仲間、友達と分身ロボットを活用してサッカーをしたり、旅行に連れて行ってもらったり、居酒屋に連れて行ってもらったりなどしています。

もちろん旅行や居酒屋に本人は行っておらず、病院にいます。本人がその場にいることが重要ではなく、これまで考えてもいなかった新たな世界を知ることができる。しかも、仲間や友達と同じ時間を共有しながら、喜怒哀楽を示しながら過ごすことができる。これが彼女らにとってはとても重要なことなのです。

だったら、テレビ電話でも大丈夫と思われる方もいるかもしれません。分身ロボットはさきに触れた喜怒哀楽の感情表現をリアルタイムに行います。このリアルタイムに感情を表現できることが、彼女らにとっては、とても重要なことなのです。

これらを鑑みると、学校現場では課長が示した活用以外にも遠足や修学旅行、職場体験などいろいろな活用ができると分かります。分身ロボットを活用する本人に言われてから対応するのではなく、周りの大人がしっかりと環境を整え、情報を提供できるよう要望します。

また、学校から離れると必然的にポケットWi-Fiが必要となります。ポケットWi-Fiがないから諦めなさいではなく、用意して、本人や学校が望む対応を教育委員会には取っていただくようこちらも要望します。

次に、以前の答弁において教育現場におけるICT機器の活用は身体的、心理的な事情から登校が難しい児童・生徒への支援にも有効であるとのことでしたが、不登校の児童・生徒

は全国的に増加しており、その要因も様々であると聞いております。

I C T機器の支援とともに、居場所づくりや心のケアなども丁寧に行っていく必要があると思われま

す。そこで、今後不登校の子供たちにどのような対応をしていくのか、教育支援・相談課長、お聞かせください。

◎垣見弘明教育支援・相談課長

委員の御質問にお答えをいたします。

今後の不登校の児童・生徒を支援する取組についてでございますが、不登校児童・生徒への対応といたしましては、様々な学習支援とともに居場所づくりや心のケアを行ってまいりたいと考えております。

また、家から出ることが難しい子供たちに対しましては、ウェブを活用した支援など、様々な手だてを通して支援を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

◆林政行

課長、ありがとうございます。

不登校事業の予算は奈良市適応指導教育も含め減額されています。ウェブも当然必要ですが、人が最も重要、必要でもあります。減額により子供たちが悲しむことがないように、新年度はより子供たちの立場に立った施策を行っていただくよう要望します。

次に、障害者の一般就労に向けては、実際に就労を体験できる機会を創出することは極めて重要であります。そこで、今年度初めて奈良市が就労体験の受入れを実施されたということですが、受入れを実際に行ってどのように感じておられるのか、産業政策課長、お聞かせください。

◎原田勝産業政策課長

林委員の御質問にお答えいたします。

障害者の職場実習は、雇用する側の企業、雇用される側の障害者にとって、働き方について考え、体験する極めて重要な機会であると認識しているところであります。

障害者の職場実習を受け入れている企業は、まだまだ十分とは言い難い状況であることから、本市が率先して職場実習を受け入れることで、市内企業の障害者の職場実習の受入れ促進につながればという思いもあり、受入れを実施したところであります。

今回の受入れは本市としても初めての実施であったことから、受入れに際しどのような

仕事を切り出したらよいのか、障害者の方々には様々な障害があることから、どのような対応が必要となるのかなど、様々な不安の声もある中でのスタートとなりましたが、受入れを終え感じたのは、想定以上に一般就労に必要なスキルを備えた人材が存在するということであり、今後は、受入れ側と受け入れられる側の相互理解、また、これを深めるために必要なコミュニケーションの在り方、さらには、それを支える支援体制が必要であると感じております。

以上でございます。

#### ◆林政行

この産業政策課として感じられたことを新年度にどのように展開していこうと考えておられるのか、産業政策課長、お聞かせください。

#### ◎原田勝産業政策課長

御質問にお答えいたします。

今後は、市内企業の障害者の職場実習の受入れ促進につなげていくためにも、今年度当課が体験を通じて感じたことに加えて、受入れを実施したほかの7課からも詳しい情報を収集し、アドバイザー等の専門家の助言もいただきながら、当課において早急に整理し、まとめていきたいと考えております。

まとめました内容につきましては、受け入れたからこそ伝えることができる体験談なども踏まえて、セミナー開催時などはそういったものを活用しながら、市内事業者到我々が直接伝えていけるという場面もつくっていきたいと考えております。

これにより、企業が職場実習の受入れを実施するに当たっての不安や疑問を取り除くことにつながり、少しでも多くの企業で受入れが実現することで、障害者の一般就労推進につなげていけたらと考えております。

以上でございます。

#### ◆林政行

課長、ありがとうございました。

先日、東近江圏域働き・暮らし応援センター「T e k i t o o r」のセンター長の野々村光子さんの講演を聞く機会がありました。このセンターは、国の方が何回も足を運んで調査され、注目されているセンターでもあります。

事業の一つに、障害のある方など様々な困難を抱えている人たちと企業をつなぐ事業がありますが、注目されるべきは企業とつなぐだけでなく、そのつながれた企業に対する定着

率が高いということにあります。

ぜひ一度担当課にはお話を聞きに行ってほしいと思いますが、そこで私が感じたことは、企業が障害のある人などを理解するとともに、どのように受け入れたらいいのか、何ができるのかなど大きな戸惑いを解決させるためには、企業に障害のある人などのインターンシップを積極的に推し進めていくことが解決の糸口になるということです。

ただいまいただいた課長の答弁も、想定以上に一般就労に必要となるスキルを備えた人材が存在するということがあったなど、受け入れて理解が大きく進んだことにより、今回の答弁につながったと感じています。

課として、企業にこの体験を伝え、障害者の一般就労につなげていただけることはありがたいことではありますが、それと同時に企業の理解や戸惑いを解消していくには、企業がインターンシップで積極的に障害のある人などを受け入れなければ解決できませんので、新年度は市内企業の障害者の職場実習の受入れ促進に重点を置いた体制を構築していただくことを要望します。

また、新年度においても、市長部局などの障害者の職場実習を継続していただくことを要望するとともに、これからの質問につながることもありますが、教育委員会にも打診していただき、教育委員会はそれを受諾し、今年度と同じ北部図書館や西部図書館ではなく、学校教育課や教育支援・相談課など心のバリアフリーなどに関わる部署に配置していただくよう要望します。

次に、スクール・サポート・スタッフの配置について伺います。

このスクール・サポート・スタッフは、どのようなことを学校現場で行ってもらうことを想定しているのか、また、どのような方を採用する予定なのか、教職員課長、お聞かせください。

#### ◎山田伸治教職員課長

林委員の御質問にお答えをいたします。

スクール・サポート・スタッフの業務内容と採用についてでございますが、学校における働き方改革の一環としまして、教員の事務負担を軽減し、児童・生徒と向き合う時間を増やすことを目的に、文部科学省が小中へのスクール・サポート・スタッフの配置について予算化し、これを受けた奈良県がスクール・サポート・スタッフ配置促進事業補助金を制度化したことを踏まえ、奈良市として小・中学校へ配置を進めようとするものでございます。

業務内容は、授業や行事の準備を補助したり、各種データ入力作業等の事務作業を教員に代わって行うことなどを想定しております。

採用の詳細につきましては、現在調整中ですが、求める人材としましては、勤務の内容から考えれば、パソコン等の事務処理能力が高い方が望ましいと考えております。

以上でございます。

◆林政行

その採用に当たっては、障害のない人のみが対象ではなく、障害のある人でも、適正と採用者が判断すれば採用する考えであるのかお聞かせください。

◎山田伸治教職員課長

お答えいたします。

スクール・サポート・スタッフの障害者の方の採用についてでございますが、選考に当たっては、障害の有無に関しての条件は設けておりません。求める業務に適正に対応できると判断しました場合は、障害のある方も採用することとなります。

以上でございます。

◆林政行

授業や行事の準備の補助や各種データ入力作業等の事務作業を教員に代わって行うことは、障害のある人でも、健常者以上に能力を発揮される方もおられます。このスクール・サポート・スタッフと似た仕事内容を、大阪府教育委員会では、知的障害のある府立学校卒業生を非常勤講師として雇用することを新年度の主要事業の一つとして発表されています。

目的は、支援の必要な生徒の進路を保障し、自立支援を行うとともに、奈良市と同様に法定雇用率が下回っている状況の改善もあるということです。ぜひ奈良市教育委員会もこのような視点を入れた事業を今後行っていただくことを要望します。

また、懸念していることとして、採用者がそこをきちんと理解した上で、採用手順を踏んでいるのか、また、応募のチラシには障害のある人でも応募は可能であることが分かりやすく明示されているのか、そして、応募方法についても、働きたい障害のある人にもつながる形になっているのかなどあります。これらの懸念についてももしっかり対応していただくことを要望します。

次に、このスクール・サポート・スタッフは学校における働き方改革の一環であります。1月17日、文部科学省は公立学校の教員の1か月の残業時間の上限を45時間以内などと定めた指針を官報で告示しています。

指針は、公立学校の管理職を含めた全ての教職員を対象に、在校している時間に職務として行う校外の研修や引率、テレワークを加えた在校等時間の上限を設定しています。また、策定しましたガイドラインに基づき、時間外の在校等時間を1か月では45時間以内、1年間では360時間以内と規定、いじめ対応などを想定した特別な事情の場合でも、1か月で100時間未満などと定めております。

ただし、それは上限時間まで業務を行うことを推奨する趣旨はないこと、また、授業など教育課程内の学校教育活動で真に必要な活動をおろそかにすることや、実際より短い虚偽の時間を記録に残したり、残させたりしてはならない、持ち帰り業務は行わないことが原則であり、上限時間を守ろうと持ち帰り業務が増えることは避けることとされています。

今回文部科学省が出した通知では、各教育委員会に対し、在校等時間の上限などについて、教育委員会規則で定めるよう求めておりますが、奈良市においても、この通知にのっとった対応をされているのか、教職員課長、お聞かせください。

◎山田伸治教職員課長

御質問にお答えをいたします。

教員の在校等時間の上限などに関する教育委員会規則についてでございますが、委員お述べのとおり、文部科学省は、教員の時間外の在校等時間を1か月では45時間以内、1年間では360時間以内に、児童・生徒等に係る臨時的な特別な事情により業務を行わざるを得ない、そのような場合でも、1か月で100時間未満、1年間では720時間以内などとする規則を制定するように求めております。

このことから、文部科学省通知にのっとった内容の教育委員会規則を3月の定例教育委員会に付議し、制定する予定で進めております。

以上でございます。

◆林政行

課長、ありがとうございました。

制定する予定であることは認識しました。ただし、制定することが目的ではなく、いかにそのような環境にするのかが教育委員会の大きな仕事であります。

現在は教員のタイムカードの打刻も始まっておりますので、市内各学校の比較や分析をするなどして、早期に是正が図れるよう要望します。

次に、平成30年予算決算委員会観光文教分科会において、教員が授業準備に専念できる環境を整え、業務の負担軽減を図るなどの目的で、三笠中学校で実績のある勤務時間外の留守番電話への移行について、今後奈良市も全市立小・中学校に広げていただくよう求めておりました。

そこで、現在の検討状況について、教職員課長、お聞かせください。

◎山田伸治教職員課長

御質問にお答えをいたします。



学校の電話対応時間についてでございます。

学校における働き方改革の一環として、勤務時間外の電話対応の在り方につきまして検討を進めてまいりました。その結果、令和2年4月1日から市立学校全校を対象として、各学校で電話に対応する時間を設定して、電話対応時間以外には音声応答装置を導入して音声ガイダンスによる対応とすることとなりました。

電話対応時間は、原則各学校の平日の児童・生徒の登校開始時間の30分前から最終下校時間の1時間後以内での設定になる予定です。

既に独自に取り組んでいる学校もありますが、後日、教育委員会からの通知により、各学校で実情に合わせた時間の設定を行った上、保護者や地域の方へ協力をお願いすることとなります。

以上でございます。

#### ◆林政行

課長、ありがとうございます。

これについては、非常にいい取組であると思っています。仙台市においても、新年度から奈良市と同様の措置を取るようであります。教員の方からは、事務仕事に集中できるなど好評であり、保護者の9割からも一定の理解が得られているとのことでもあります。

緊急時の連絡先の対応策はきちんと整えていただくことと、新型コロナウイルスの状況も鑑みながら、適切な時期に始めていただくことを要望します。

次に、政府は2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会のレガシーとしての共生社会の実現に向け、ハード対策に加え、移動等円滑化に係る心のバリアフリーの観点からの施策の充実など、ソフト対策を強化することとして、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律案が令和2年2月4日に閣議決定され、現在国会にて審議されています。バリアフリー法の改正案においては、バリアフリー基準適合義務の対象を拡大することとして、小・中学校も対象施設に加える内容となっています。

さきの観光文教委員会において、私より、このバリアフリー法の改正などに関して質問いたしました。市立学校のバリアフリー化の状況について尋ねたところ、小・中学校施設は、近年改築された棟などはバリアフリーを意識した整備をしているところもあるが、階段の手すりやスロープ、エレベーター、トイレ、駐車場、案内設備等といった建築物移動等円滑化基準を十分に満たすことはできていないのが現状との答弁でありました。

令和2年度予算案においては、平城西中学校区への新たな小中一貫校の整備、また、一条高等学校の校舎の設計予算を計上され、加えて、今後小・中学校施設の長寿命化も実施されていくこととなります。

今回予定されているバリアフリー法改正予定を踏まえて、これらの施設整備で具体的なバリアフリー化をどのように盛り込んでいくお考えなのか、教育総務課長、お聞かせください。

い。

◎細川忠美教育総務課長

ただいまの林委員の御質問にお答えをさせていただきます。

市立小・中学校施設のバリアフリー化についての御質問になります。

現状、委員お述べのバリアフリー法改正の動きについては、教育総務課においても認識をしているところでございます。

学校施設は避難所にもなることや、特別支援学級の子供たちも利用するということから、誰にとりましても、できる限り利用しやすい施設であることが望ましいというふうに考えております。そのため、近年に改築等している学校施設等はバリアフリーを意識した整備も行っているところでございます。

委員お述べの今回のバリアフリー法改正の動きを踏まえた本市の学校施設の整備につきましては、今後の法や、それから政令の改正内容、その施行期日等の詳細を把握させていただいた上で、適切に対応のほうもしてまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

◆林政行

課長、ありがとうございます。

近年改築した学校施設等は、バリアフリーを意識した整備を行っていただいていることはありがたいことではありますが、私と教育委員会とではバリアフリーに対する温度差はまだまだあると感じています。

このまま法案が可決されれば、バリアフリー法改正の施行日は令和3年4月1日の予定であります。しかし、政令が出るまでや施行日が来るまでは現在の予定を継続すればいいのではなく、変更可能なものは早急に是正し、今から法の趣旨にのっとった対応をしていただくことを要望します。

次に、新年度から新学習指導要領に基づき、心のバリアフリー教育が小学校で実施され、翌年には中学校においても実施されます。

また、先ほども申した高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律案には、心のバリアフリーの推進について、主務大臣に文科大臣が追加されることとなっています。これらから分かるように、国は心のバリアフリーについて今まで以上に推し進めていこうとしています。

そこでまず、新しい学習指導要領に基づき、心のバリアフリー教育が新年度から実施されますが、どのような内容となっているのか、学校教育課長、お聞かせください。

## ◎伊東幹子学校教育課長

林委員の御質問にお答えいたします。

令和2年度から実施されます小学校の新学習指導要領では、障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒が触れ合い、共に活動する交流及び共同学習を通じて、障害者理解を深めるいわゆる心のバリアフリー教育に関する記述が見られます。

例えば総則では、「特別支援学校などとの間の連携や交流を図るとともに、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むようにすること。」との記載がございます。

また、特別活動におきましても、「障害のある人々との交流や対話、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を通して、協働することや、他者の役に立ったり社会に貢献したりすることの喜びを得られる活動を充実すること。」との記述も見られます。

各学校におきましては、こうしたことを意識しながら心のバリアフリー教育の充実を図っていくことが重要であると認識しております。

以上でございます。

## ◆林政行

先日開催された奈良市移動等円滑化促進協議会を傍聴している際、国土交通省近畿運輸局の方が、今年度は心のバリアフリーについて取組を行っており、ただ、啓発などを行うにしても、自分たちが心のバリアフリーについて理解を深めていかなければならないということで、2か月に1回講師を呼んで研修を受けているとのことでした。

これについては、他人事ではなく児童・生徒を教育する立場の教職員の方々が深く心のバリアフリーについて理解していなければ、到底児童・生徒の理解は深まっていけないと考えます。

そこで、新年度はより心のバリアフリーの推進に努めていくべきと考えますが、今後の方向性と具体的な取組について、学校教育課長、お聞かせください。

## ◎伊東幹子学校教育課長

お答えいたします。

心のバリアフリー教育を推進する上では、身近な生活の中にある様々なバリアに気づくようになるとともに、バリアフリーな社会の構築に向けた問題に気づき、課題解決に向けて取り組もうとする意欲や態度を育成していくことが大切であると考えております。

文部科学省は令和元年10月に、心のバリアフリーノートを作成しております。このノートは児童・生徒が心のバリアフリーに関する理解を深めるための教材であり、身近な生活の

中にある様々なバリアについて気づいたり、社会の中でどう行動すべきかについて考えたりできるような構成となっております。

また、心のバリアフリー教育を進める上では、まず、教員が心のバリアフリーの意義や目的について十分に理解しておくことが重要であると考えております。そこで、教員を対象とした研修を実施し、教員の意識の向上につなげてまいります。

さらに市教育委員会といたしましては、モデル事業を行っている学校など先進的な学校の取組を市内学校に周知するなど、各学校において充実した取組が行われるよう、継続的に指導や情報提供を行ってまいります。

各学校におきましては、心のバリアフリーノートも活用した教育や取組の推進を図ることと、心のバリアフリーの実現に向けて努めてまいります。

以上でございます。

#### ◆林政行

課長、ありがとうございました。

教員を対象とした研修を実施していくということでありがとうございます。また、教育委員会の心のバリアフリーの考えについても理解しました。

その上で、長尾康子氏によると、心のバリアフリーノートのポイントは、障害が個人の中にあるのではなく、社会の中にあるという考え方に基づいて作られたことです。これは障害の社会モデルと言われております。

階段しかない建物の中で、車椅子の人が2階に上がれないのは、体の機能の障害が原因だと考えられがちです。しかし、そうではなく、エレベーターがないというバリアが原因だとして、社会の側が変わることを促すもので、国際的にもこの考えが広まっているということです。

バリアフリー法改正案の学校施設の整備は、学校施設の改修が進み、様々な人が利用しやすくなる優しい環境を子供たちが目の前で見ることができ、バリア解消に向けた行動力を育むきっかけとなるということでもあります。

教育委員会や教員の方々は、学校施設の改修が進んでいるということはこのような意義があるということをお子たちにしっかり伝えていただくよう要望するとともに、当事者の話を聞いて理解することは、先ほどの産業政策課からの答弁から感じていただいていると思いますので、教育委員会にはその仕組みをつくっていただくよう要望します。

そして、文部科学省の心のバリアフリーの指導上の留意点に、バリアに気づき、多様性を考え、障害のある人々についての理解を中心としつつも、障害の有無にかかわらず、誰に対しても心のバリアフリーが実現、実行できることを目指していると書かれています。まさに、これが私の目指すユニバーサル社会でもありますので、実行できる子供たちを育てていただくことを要望します。

次に、政府は2023年度までに総事業費4000億円をかけ、全国小・中学校で1人につき1台のパソコンやタブレット型の端末の整備やICTの環境整備を推進する方針であります。ただし、1人1台となっても、それはあくまでも授業を行う上での一ツールのツールであり、それを活用して、いかに児童・生徒にとって有効な授業ができるかが一番重要なことではありません。

そこで、教育委員会として、環境整備に応じた授業におけるICT環境の活用について、教委の対応状況、教育委員会の支援についてどのように考えているのか、学校教育課長、お聞かせください。

#### ◎伊東幹子学校教育課長

林委員の御質問にお答えいたします。

GIGAスクール構想の実現事業におきましては、令和5年度までに児童・生徒1人1台の学習用端末を整備することになっておりますが、端末の整備のみならず、整備されたICT機器をどのように学習活動において活用していくかが課題であると認識しております。

本市では、現在、小学校4年生から6年生で実施しております学びならや中学校1年生から3年生でのオンライン英会話で、ICT機器を活用した授業を推進しております。また、物事を順序立てて考え結論を導き出していく、いわゆるプログラミング的思考の育成にもICT機器を活用しております。

さらには、学習指導要領の改訂に伴って新しくなる教科書の多くには、QRコードが掲載されており、ICT機器で読み込むことによって、アニメーションや動画、音声が出るような工夫がされております。こうした教材を活用することで、児童・生徒の理解を深めることができると考えております。

学習活動におきましては、ICT機器の様々な活用方法によって、児童・生徒の資質能力を育成できることから、各学校におきまして、その活用の在り方について検討していくこととなります。

市教育委員会といたしましても、ICT活用に積極的に取り組んでいる学校や自治体の指導事例を把握するとともに、その事例を学校に紹介するなどの取組を推進することで、学習活動におけるICT機器の一層の活用を促進してまいります。

以上でございます。

#### ◆林政行

課長、ありがとうございました。

政府は、2020年度からAIなどを活用したEdTech教材の学校現場への導入支援に乗り出します。全国の小・中学校で児童・生徒に1人1台のパソコンなどの情報端末が配備

されるのに備え、先進的な教材の普及を進めたい考えがあるようです。対象は全国の小・中・高1,000校の児童・生徒10万人で、2020年度は端末を配備済みの学校などに導入することです。

児童・生徒が問題に解答するたびに、AIがミスの傾向やかかった時間などから一人一人の理解度を分析、それぞれに最適な難度の問題を自動的に出題することで、主に基礎学力の向上を図るとし、開発した民間企業の調査では、学習に必要な時間が短縮したり、テストの点数が伸びたりする効果があった。また、個々の学習進度や弱点などのデータが蓄積されるため、教師が指導計画に反映することも可能になると言われています。

学びならと似たものであると考えられますが、その場合に、奈良市の独自事業の学びならを今後どのように取り扱っていくかとともに、学びならの導入時にあった、上からの押しつけでやっているなどと思われたいよう、これは子供たちのためでありますので、情報収集と先生方のフォローを事前に十分行っていくことを要望します。

教育委員会の方々も認識しているように、タブレットを活用した授業も、新年度の授業と1人1台の授業では全く授業のやり方が変わってくると思います。現場に混乱がないよう、これらについても先生方に十分なフォローができる体制を整えていただくことを要望します。

次に、AEEについて伺います。

新年度は2名から1名となっておりますが、今後考えている方向性について、学校教育課長、お聞かせください。

#### ◎伊東幹子学校教育課長

林委員の御質問にお答えいたします。

本市では、平成30年10月より、英語を母語としない人に対して、英語を指導する資格や専門的な技術を身につけた人材をAEEとして雇用いたしまして、教員の英語指導力と英語力の向上への支援を行ってまいりました。

AEEは各学校を訪問し、授業を視察した上で、放課後等を活用しまして、教員に指導助言を行っております。その際、学校を訪問するための時間や放課後の指導助言の時間を確保する必要があり、時期によってはその時間を確保することが難しいなどの課題が見られました。

こうした課題を解決する方法といたしまして、これまでの学校を訪問しての教員への指導助言という直接的な支援とオンラインでの研修やメールを活用する間接的な支援を組み合わせるなど支援の方法を工夫することによって、より多くの教員に対して効果的に支援を行うことを検討しております。

加えて、本市が実施する英語に堪能な地域人材を小学校に派遣する英語アシスタント派遣事業や英語教育の推進的な役割を担う教員を育成する中核英語教員育成プロジェクト等、

英語教育に関わるほかの事業とより効果的に組み合わせながら、教員の英語指導力の向上を支援してまいります。

以上でございます。

#### ◆林政行

課長、ありがとうございます。

令和2年度から小学校の学習指導要領において、これまで第5、6学年で実施してきた外国語活動が第3、第4学年から実施となり、高学年では外国語科という教科となります。いただいた答弁については理解できますが、例えば神戸市では、新年度から市立の小学校で行う全ての英語の授業に外国人英語指導助手を配置するなど、この時期だからこそ拡充にかじを切る自治体もあります。先生方に、何より子供たちに影響がないことを要望します。

次に、図書貸出し、返却、予約の自動化について、中央図書館長に伺います。

先月行われた市長による令和2年度奈良市予算説明によると、この事業を実施することで、これまで学校図書館に派遣していた8名の図書司書を5名増員して13名にする趣旨の発言がありました。

学校図書館が充実されることは歓迎すべきことであります。しかし、図書貸出し、返却、予約の自動化の部分だけが5名の仕事だったわけではなく、5名減らされることになった図書館本体の仕事が、新年度には今年度と同様の状態が保たれるかは疑問があります。公共図書館の選書や修理など、専門職でしかできない部分はどのようなのでしょうか。

また、保育園やこども園、つどいの広場などとの連携はどのようなのでしょうか。子供の成長発達には、小学校以前から公共がもたらす役割は重要です。これらの疑問についての考えをお聞かせください。

#### ◎奥田喜隆中央図書館長

林委員の御質問にお答えをいたします。

学校図書館へ5名派遣を増やすことに伴う図書館本体の業務についてでございますが、委員お述べの5名の派遣は、学校図書館の充実のために行うものでございます。

図書館本体において、図書の貸出し、返却及び予約した図書の受け取りを利用者自身にさせていただくことから、この手続に関わる職員の時間の縮減を図り、資料の選書、読書相談、レファレンスなどの他の業務に時間を活用し、利用者へのサービスの向上につなげられると考えております。

また、関連機関との連携等につきましては、図書館として重要であることから、図書館が読書活動の中心となり、人と人の交流、情報交換の場としての役割を果たしていきたいと考えております。

以上でございます。

◆林政行

館長、ありがとうございました。

繰り返しになりますが、学校図書館が充実することは歓迎すべきことであります。しかしながら、それにより、私は図書館本体のサービスの低下を招くおそれが現状には大いにあると思っています。

学校図書館に派遣する増員の5名については、学校図書館がメインではあるが、従来どおりの図書館本体の業務にも一定程度関与しなければ、公共図書館の選書や修理など、専門職でしかできない部分や、保育園やこども園、つどいの広場などとの連携など、これまで公共が果たしてきた役割を果たすことができないと思っています。

増員の5名については、学校図書館のみの仕事ではなく、フレキシブルな対応ができるよう要望しておきます。

次に、北部図書館事業として読書バリアフリーの講座を予定されています。読書バリアフリーの講師を呼び、今後どのような展開を考えておられるのか、中央図書館長、お聞かせください。

◎奥田喜隆中央図書館長

委員の御質問にお答えをいたします。

北部図書館における読書バリアフリー講座の開催についてでございます。

読書バリアフリー法は、施行から間もなく1年を迎え、国や地方自治体として、障害の有無にかかわらず、全ての国民にひとしく読書の恩恵を受ける環境を整備していくことが求められております。

図書館においても、地域活動団体と連携し、さわる絵本をはじめ、大活字本やLLブックといった図書資料の整備充実を進めております。

読書バリアフリーの講座においては、読み書きに困難のある子供たちにとって、いかに読書が大切なものか、現場で子供たちを指導される教員や御家族、また、地域住民の皆さんに読書バリアフリーの重要性をお伝えし、大切さを理解していただき、受講いただいた方が自分にもできる活動について気づいていただく機会にしたいと考えております。

以上でございます。

◆林政行

館長、ありがとうございました。



読書バリアフリー法の趣旨にのっとり、できる対応から始めていただきありがとうございます。

北部図書館や西部図書館では、今年度、障害者のインターンシップを行っていたと思います。この受入れて感じた総括と、市民などと共有して見えてきた課題などを現場に生かしていただくことと、次の年度には、今回の経験からまた一步踏み込んだ事業を行っていただくことを要望します。

次に、学校支援コーディネーターについて伺います。

今年度と新年度での方針の変更内容について、いじめ防止生徒指導課長、お聞かせください。

#### ◎久保田浩司いじめ防止生徒指導課長

林委員の御質問にお答えいたします。

令和元年度は、指導主事のほか4人の学校支援コーディネーターが学校訪問を行い、各学校のいじめ対応や組織体制、いじめの解消状況等の確認と支援を行ってまいりました。

また、いじめ問題をはじめとした生徒指導上の課題の多い学校には、いじめ対応支援員を配置し、主に児童・生徒の観察や相談等の支援を行っております。

令和元年度は、8人のいじめ対応支援員が1人当たり3から4校の配置校を2週間単位で巡回して、配置校への重点的な支援を行いました。

いじめ対応支援員を配置した特定の学校には一定の成果が見られるものの、いじめはどの学校にでも起こり得る課題であることから、令和2年度はいじめ対応支援員に代わって、学校支援コーディネーターを8人に増員して、全ての市立学校に対する訪問支援を強化いたします。

具体的には、学校訪問を通していじめに対する対応について確認し、管理職や担当教員に直接指導することにより、全ての市立学校に対する支援の強化を図ります。加えて、緊急時には当該校に一定期間滞在するなど、支援を要する学校に対しては重点的な対応も行っていきたいと考えております。

以上でございます。

#### ◆林政行

課長、ありがとうございました。

いじめ対応支援員ではなく学習支援コーディネーターだからこそ、より密な対応ができることなど、今回の方針内容の変更は一定理解できるものであります。

しかしながら、新年度は人数だけでいうと、単純に4名減ることになります。教育委員会として力を入れて取り組んでいることでもありますので、質が低下したと言われることが

ないよう、よりきめ細やかな対応をしていただくことを要望します。

次に、バンビーキッズが新年度予算からなくなりました。運営手法に問題があったかもしれませんが、学習プログラム事業の必要性は、子供の福祉の観点から全国で高まっていることは周知の事実です。昨今の日本の現状から鑑みても、私としてはこの事業の廃止は間違っていると思いますが、それを継承していくことは可能であります。

そこで、運営手法以外でこれまで5年間バンビーキッズを実施していたことに対する現場の声を含めた総括を、地域教育課長、お聞かせください。

#### ◎小林正典地域教育課長

林委員の御質問にお答えします。

バンビーホームにおける学習プログラムバンビーキッズは、平成27年8月より市内5つのホームをパイロットホームとして指定を行い始めております。平成29年には2つのホームを、平成30年にはさらに2つのホームを追加しており、合わせて9つのバンビーホームで実施してまいりました。

プログラムの内容は、小1から3年生の異学年集団に対して、グループで共に力を合わせてパズルを組みながら答えを出すなど、自主的に楽しんで参加できる工夫が凝らされた内容となっております。

しかし、30名定員の中、9ホーム全てにおいて定員を満たしていない状況がございました。中には10名を切る教室もあり、月を追うごとに受講者が減る傾向がこの5年間見られました。

本事業の委託先との契約については、出席者にかかわらず30人分の支払いが行われることになっており、平成30年度については、減免世帯を除いて年間で490万2000円が9ホーム分の市の負担額となっております。

今後、公設公営39ホームに展開することで、その負担額の増額が予想されることなどがあり、5年間のパイロット期間を経て、バンビーキッズの取組は取りやめることといたしました。

以上でございます。

#### ◆林政行

これらの総括を踏まえて、新年度からは放課後子ども教室推進事業に引き継いでいきたいのですが、その御意思がおりなのか、地域教育課長、お聞かせください。

#### ◎小林正典地域教育課長

お答えいたします。

放課後子ども教室推進事業は平成 19 年から始まり、平成 24 年度には全ての小学校で実施されております。

この事業は、主に放課後などの子供の居場所づくりを地域の方々の参画と協力を得て進めるものでございます。ここでは、その日の宿題に取り組む時間を設定したり、算数教室、理科実験教室、英語教室など教科に関わるプログラムが行われており、様々なスポーツ活動や文化活動も行われております。これらのプログラムには、バンビーホームを利用する児童も多く参加しております。

バンビーキッズでは、バンビーホームを利用する児童に対して学びの場を提供してまいりましたが、今後は、全ての児童が学びや体験を得る場として、地域の方々のお力を借りながら、放課後子ども教室推進事業を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

#### ◆林政行

課長、ありがとうございます。

バンビーキッズは学力向上の効果もあり、保護者から大変好評で、継続を望む声があったと聞き及んでいます。今後については、児童の対象範囲が広がることもあり、放課後子ども教室推進事業で推進していただきたいということで一定理解はするしかありません。

しかしながら、これは地域がバンビーキッズに代わる事業の受皿をつくっていただくことが前提でありますので、簡単でないことは容易に想像できます。

教育長は子供福祉について重要であると認識を示されましたが、教育委員会にとってはバンビーキッズに子供福祉の観点がありませんが、私の視点では、バンビーキッズは十分子供福祉に値するものでありました。だからこそ残念でなりません。

今後については、放課後子ども教室推進事業で教育委員会として積極的に推進していただくことを要望します。

最後に、今年度で教育長が退任されます。そこで、新年度の予算の中で教育長の思いがこもった事業が多数あると思いますので、これだけはこれからも子供たちのために継続してほしいというものがありましたら、その思いも込めて、教育長、お聞かせください。

#### ◎中室雄俊教育長

林委員の御質問にお答えを申し上げます。

今、委員お述べのように、今回上程させていただいております事業につきましては、どの事業も大変重要なものでございますが、あえて子供たちのために継続してほしいものというお話でございましたので、私は2つあるかなというふうに思っております。

奈良市の子供たちのために続けていかなければならないことがあるというふうに申し上げますと、一つは、やはり安全・安心な学校づくりであり、もう一つは、未来に向けた教育ということを考えます。

奈良市の学校に奉職をしまいいりまして、私は教育長職も含めまして49年間、奈良市の教育に関わってまいりました。その中でも、やっぱり忘れられない出来事と申しますのは、平成16年に起きました小学校2年生の男子児童が授業中に校舎から転落するという事故がございました。また、同年11月17日に発生しました有山楓ちゃんの事件でございます。

片や安全であるべき学校の中で、また、片や楽しいはずの登下校のさなかに1人の尊い命が奪われ、かけがえのない命が失われたこれらの出来事は、学校が子供にとって安心で安全な場所でなければならないという当たり前のことを改めて考え、教えてくれた事柄でございました。

このことは、11年間の教育長としての在任期間中も常に私の教育の土台にありました。命が失われるということは、未来を失うことであります。安心・安全が学校の土台にあり、その上で、学校生活が楽しく充実し、未来で輝くことができる子供の育成を考えて日々の教育を進めてまいりました。

新年度予算におきましても、小学校の児童見守りシステムツイタもんなど、子供の命を守り、子供が学校で安心して学ぶことができる環境を整えるための予算を計上いたしておりますが、こうした子供の命を守り、子供が安心して学ぶことができる事業については、今後とも継続をしていかなければならないというふうに考えております。

また、もう一つ未来に向けた教育でいえば、GIGAスクール構想に関連した事業であるというふうに考えております。

GIGAスクール構想にありますような1人1台のタブレットを活用した学びは、先生が教室で全員に同じ内容を一齐に教えていくという授業スタイルを大きく変えていく可能性を秘めております。

子供が、自分が学びたい内容を、自分が学びたいときに、自分が学びたいだけ、自分の理解に合わせて学ぶことができるようになっていくというふうに考えております。まさにこれは子供が主人公になった学びであり、子供一人一人の学びたいという願いに寄り添ったものであるというふうに考えます。

子供の命を守り、子供が学校で安心して学ぶことができる環境の中で、こうしたGIGAスクール構想を積極的に活用しながら、子供たちが生きていくSociety5.0と言われる未来社会でたくましく生きていく力、すなわち自ら課題を見つけ、その解決に向けて人と協働し、一歩を踏み出して社会を切り開いていく力を育てていくことが、これからも大変大事であると、そのように思っております。

以上でございます。

◆林政行

教育長、ありがとうございました。

私は定例教育委員会や世界遺産学習サミットなどのイベントなどで、教育長のお人柄をかいま見たり、奈良市の教育の土台の部分を教えていただいたことは、私にとって今後につながる大きな財産であります。本当にありがとうございます。

安心・安全な学校づくり、そして、未来に向けた教育は、私もとても重要であると思っています。今回いただいた答弁を心に刻み、これからの私の活動に生かさせていただきます。改めて本当にありがとうございました。

これで私の質問を終わります。